

社会福祉法人愛知県共同募金会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、社会福祉法人愛知県共同募金会職員給与等支給規則に準じて支給するものとし、給料月額は愛知県の職員給与条例に定める行政職給与表（一）5級「再任用」を適用する。
- (2) 賞与については、社会福祉法人愛知県共同募金会職員給与等支給規則第12条及び第13条の規定に準ずる額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人愛知県共同募金会職員給与等支給規則第15条の規定に準ずる額

(役員等の旅費の算定方法)

第4条 役員等が法人業務を行うため出張したときは、社会福祉法人愛知県共同募金会役員委員等旅費支給規則に基づき、旅費を支給する。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、社会福祉法人愛知県共同募金会職員給与等支給規則に準ずる。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日より施行する。
- 2 社会福祉法人愛知県共同募金会常務理事等役員報酬に関する規則（平成13年4月1日施行）は、廃止する。